

一般社団法人Try Angle 定款

△
証

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人Try Angleと称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境整備の構築を企画し、これを実施することで、地方の創生を図り、かつ地方における観光事業の振興と発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. まちづくりの推進を図る活動（誰もが訪れやすく、日々の生活がしやすいまちづくり）
2. 観光の振興を図る活動（地域内の観光スポットや観光に携わる人たちへのソフト面でのバリアフリー化）
3. ユニバーサルツーリズムの促進及び啓発を図る活動（年齢や障害の有無にかかわらず、いつでもどこへでも旅行できる社会づくり）
4. まちづくり及び観光事業に関する各種セミナー、イベントの企画、構成、設営、運営、管理及び書籍の出版
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(社員)

第 5 条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第 6 条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込

をし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第 7 条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

1. 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2. 死亡

3. 総社員の同意

4. 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 9 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名

2. 理事及び監事の選任又は解任

3. 理事及び監事の報酬等の額

4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

5. 定款の変更

6. 解散及び残余財産の処分

7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

- 第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第15条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員)

- 第17条 当法人に、次の役員を置く。
1. 理事3名以上10名以内

2. 監事2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第17条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、

監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第24条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第33条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第38条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第39条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に
贈与するものとする。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

████████████████████	須 田 麻佑子
████████████████████	林 俊 伍
████████████████████	紅 谷 浩 之

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	須 田 麻佑子
設立時理事	林 俊 伍
設立時理事	紅 谷 浩 之
設立時監事	野 水 克 也

(設立時の代表理事)

第46条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

████████████████████
設立時代表理事 須 田 麻佑子

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までと
する。

(定款に定めのない事項)

第48条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定
めるところによる。

以上、一般社団法人Try Angleを設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士広島優樹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 1年12月20日

設立時社員 須 田 麻佑子

設立時社員 林 俊 伍

設立時社員 紅 谷 浩 之

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 広 島 優 樹

